

## 利用調整地区での認定と許可

	認 定	許 可
<b>対象者</b>	公園利用者 (風景鑑賞、動植物観察、個人的な写真撮影等)	公園利用者以外 (学術研究、視察、公益上の調査等)
<b>手続機関</b>	指定認定機関が認定することができる	環境大臣又は都道府県知事
<b>認定等の基準</b>	全国的な認定基準(省令) 地区ごとの認定基準(告示)	地区ごとに許可の取り扱い方針を定めることが適当
<b>基準の内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人数(ex.100人/日)</li> <li>・日数(ex.日帰り利用のみ、連続した5日間まで)</li> <li>・時間(ex.5時間以内、9時～17時まで)</li> <li>・利用者の行為(ex.屋外スポーツ、花火、拡声器の使用等を行うものでないこと)</li> </ul>	地区ごとに検討
<b>立入りに際しての条件</b>	規定なし(認定規準の遵守)	保護のために必要な限度で条件を付す(期間、立入り方法等)
<b>料金の徴収</b>	認定に必要な手数料を徴収	なし
<b>立入り認定証等の携帯</b>	携帯義務あり	特に必要と思われる場合は、携帯を指導